

◎ 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

(略称) 韓国との請求権・経済協力協定

昭和四十年 六月二十二日 東京で署名
 昭和四十年十二月 十一日 国会承認
 昭和四十年十二月 十四日 批准の閣議決定
 昭和四十年十二月 十四日 批准書認証
 昭和四十年十二月 十八日 ソウルで批准書交換
 昭和四十年十二月 十八日 公布及び効力発生の告示
 (昭和四十年条約第二七号)
 昭和四十年十二月 十八日 効力発生

前文	無償・有償の経済協力、合同委員会の設置及び実施取極の締結	二九三
第一条	財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題の解決	二九三
第二条	紛争の解決	二九五
第三条	批准及び効力発生	二九六
第四条		二九七
末文		二九七

ページ

韓国との請求権・経済協力協定

(一)

○第一議定書

昭和四十年六月二十二日

東京で署名

二九九

目次

ページ

前文

..... 二九九

第一条

年度実施計画の作成及び決定 二九九

第二条

生産物の定義並びに生産物及び役務の供与
と通常貿易及び外国為替の負担との関係 二九九

第三条

契約の締結、認証及び商事仲裁並びに契約によらない供与 二九九

第四条

日本国政府の支払 三〇一

第五条

使節団の設置、任務、特権及び免除 三〇一

第六条

実施のための措置及び便宜供与、租税の免除、再輸出の禁止等 三〇四

第七条

実施手続及び細目 三〇五

末文

..... 三〇五

○第二議定書

昭和四十年六月二十二日

東京で

三〇六

目次

ページ

前文

..... 三〇六

第一条

清算勘定残高の返済 三〇六

第二条

賦払金についての韓国の要請と供与限度額の減額 三〇六

第三条	年賦払の期日	三〇七
第四条	韓国の要請の期限	三〇七
第五条	韓国の要請の範囲	三〇七
第六条	賦払金の不払	三〇八
末文		三〇八

○第一議定書の実施細目に関する交換公文.....三〇九

昭和四十年六月二十二日 東京で

目次

日本側書簡	ページ
I 実施計画の細目	三〇九
II 契約の細目	三〇九
III 支払の細目	三一〇
IV 使節団の職員名の通知及び公示	三一〇
韓国側書簡	三一五

○協定第一条1(b)の規定の実施に関する交換公文.....三一六

昭和四十年六月二十二日 東京で

目次

日本側書簡	ページ
韓国との請求権・経済協力協定	三一六

韓国との請求権・経済協力協定

(四)

1	借款契約及び事業計画合意書	三二六
2	貸付けに関する諸条件	三二六
3	償還期間の延長	三一七
4	海外経済協力基金に対する租税の免除	三一七
5	協議	三一七
	韓国側書簡	三一九

○協定第一条2に定める合同委員会に関する交換公文	三二〇
--------------------------	-----

昭和四十年六月二十二日 東京で

目次

ページ

韓国側書簡	三二〇
合同委員会の設置、構成、会合及び任務	三二〇
日本側書簡	三二二

○合意された議事録	三二三
-----------	-----

昭和四十年六月二十二日 東京で

目次

ページ

1	日本国内における使用制限	三二三
2	財産及び請求権問題に関する定義	三二三
3	仲裁委員の選定了解	三二五
4	(a) 資本財以外の生産物	三二六

(b) 武器、彈藥	三二六
5 外國為替上の追加負担	三二六
6 (a) 契約署名地等	三二七
(b) 隨意的役務	三二七
7 韓國からの輸出	三二七
8 (a) 事業計畫合意の発効日	三二八
(b) 貸付けの実行日	三二八

○合意された議事録……………三二九

昭和四十年六月二十二日 東京で

目次	ページ
1 供与限度額の増額	三二九
2 運送及び保険に関する協議	三二九
3 紛争の商事機関への付託	三二九

○商業上の民間信用供与に関する交換公文……………三三一

昭和四十年六月二十二日 東京で

目次	ページ
日本側書簡	三三一
商業上の民間信用供与の容易化及び促進	三三一
韓国側書簡	三三三

財産及び請求權に関する問題の解決並びに經濟協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、
兩國及びその国民の財産並びに兩國及びその国民の間の請求權に関する問題を解決することを希望し、
兩國間の經濟協力を増進することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1

(a) 日本国は、大韓民国に対し、
現在において千八十億円（一〇八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）に換算される三億合衆国ドル（三〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年の期間にわたつて無償で供与するものとする。各年における生産物及び役務の供与は、現在において百八億円（一〇、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）に換算される三千万合衆国ドル（三〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）に等しい円の額を限度とし、各年における供与がこの額に達しな

韓国との請求權・經濟協力協定

附屬協定

日本国と大韓民国との間の協定

日本国と大韓民国との間の協定

日本国と大韓民国との間の協定

日本国と大韓民国との間の協定

日本国と大韓民国との間の協定

日本国と大韓民国との間の協定

日本国と大韓民国との間の協定

附屬協定

日本国と大韓民国との間の協定

(a) 附屬協定は、日本国と大韓民国との間の協定

日本国と大韓民国との間の協定

日本国と大韓民国との間の協定

日本国と大韓民国との間の協定

日本国と大韓民国との間の協定

日本国と大韓民国との間の協定

日本国と大韓民国との間の協定

日本国と大韓民国との間の協定

かつたときは、その残額は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約国政府の合意により増額されることができる。

- (b) 現在において七百二十億圓(七二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓)に換算される二億合衆國ドル(二〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい圓の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつ、3の規定に基づいて締結される取極に従つて決定される事業の実施に必要な日本國の生産物及び日本人の役務の大韓民国による調達に充てられるものをこの協定の効力發生の日から十年の期間にわたつて行なうものとする。この貸付けは、日本國の海外經濟協力基金により行なわれるものとし、日本國政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行なうるために必要とする資金を確保することができるように、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民国の經濟の發展に役立つものでなければならぬ。

- 2 両締約國政府は、この條の規定の実施に関する事項について勸告を行なう權限を有する両政府間の協議機關として、両政府の代表者で構成される合同委員會を設置する。

附設を附設する。その内容は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約國政府の合意により増額されることとができる。

- (b) 現在において七百二十億圓(七二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓)に換算される二億合衆國ドル(二〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい圓の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民國政府が要請し、かつ、3の規定に基づいて締結される取極に従つて決定される事業の実施に必要な日本國の生産物及び日本人の役務の大韓民國による調達に充てられるものをこの協定の効力發生の日から十年の期間にわたつて行なうものとする。この貸付けは、日本國の海外經濟協力基金により行なわれるものとし、日本國政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行なうるために必要とする資金を確保することができるように、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民國の經濟の發展に役立つものでなければならぬ。

- 2 両締約國政府は、この條の規定の実施に関する事項について勸告を行なう權限を有する両政府間の協議機關として、両政府の代表者で構成される合同委員會を設置する。

附設を附設する。その内容は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約國政府の合意により増額されることとができる。

附設を附設する。その内容は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約國政府の合意により増額されることとができる。

- (b) 現在において七百二十億圓(七二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓)に換算される二億合衆國ドル(二〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい圓の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民國政府が要請し、かつ、3の規定に基づいて締結される取極に従つて決定される事業の実施に必要な日本國の生産物及び日本人の役務の大韓民國による調達に充てられるものをこの協定の効力發生の日から十年の期間にわたつて行なうものとする。この貸付けは、日本國の海外經濟協力基金により行なわれるものとし、日本國政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行なうるために必要とする資金を確保することができるように、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民國の經濟の發展に役立つものでなければならぬ。

- 2 両締約國政府は、この條の規定の実施に関する事項について勸告を行なう權限を有する両政府間の協議機關として、両政府の代表者で構成される合同委員會を設置する。

3 兩締約国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第二条

1 兩締約国は、兩締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、權利及び利益並びに兩締約国及びその国民の間の請求權に關する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和條約第四條(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの(この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く。)に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の國民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、權利及び利益

(b) 一方の締約国及びその國民の財産、權利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接觸の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの

3 양 계약국 정부는 본 조의 규정의 실시를 위하여 필요한 약정을 체결한다.

제 2 조

1 양 계약국은, 양 계약국 및 그 국민(법인을 포함함)의 재산, 권리 및 이익과 양 계약국 및 그 국민 간의 청구권에 관한 문제가, 1천 9백 51년 9월 8일에 샌프란시스코에서 체결된 일본국과의 평화 조약 제 4조 (a)에 규정된 것을 포함하여,

임전의 그라도 최종적으로 해결된 것이 된다는 것을 확인한다.

2 본 조의 규정은 다음의 것(본 협정의 서명일까지 각 계약국이 위한 특별 조치의 대상이 된 것을 제외한다)에 영향을 미치는 것이 아니다.

(a) 일반 계약국의 국민으로서 1천 9백 47년 8월 15일부터 본 협정의 서명일까지 사이에 타방 계약국에 거주한 일이 있는 사람의 재산, 권리 및 이익

(b) 일반 계약국 및 그 국민의 재산, 권리 및 이익으로서 1천 9백 45년 8월 15일 이후에 있어서의 통상의 접촉의 과정에 있어 취득되었고 또는 타방 계약국의 관할 하에 들어오게 된 것

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求權であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関して、いかなる主張もすることができなうものとする。

第三条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならぬ。

3 2の条に於て述べたる各条によつて、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求權であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関して、いかなる主張もすることができなうものとする。

第 3 章

1 本協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならぬ。

3 2の条に於て述べたる各条によつて、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求權であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関して、いかなる主張もすることができなうものとする。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

第四条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。
日本国のため

椎名悦三郎

高杉 晋一

批准及び効力発生

末文

3 어느 일방 ราชอาณาจักร 정부가 당해 기간 내에 중재 위원회를 임명하지 아니 하였을 때, 또는 제 3의 중재 위원 또는 제 3국에 대하여 당해 기간 내에 합의하지 못하였을 때에는, 중재 위원회는 양 ราชอาณาจักร 정부가 각각 30일의 기간 내에 선정하는 국가의 정부가 지명하는 1인의 중재 위원과 이들 정부가 합의 의의하여 결정하는 제 3국의 정부가 지명하는 제 3의 중재 위원으로 구성한다.

4 양 ราชอาณาจักร 정부는 본 조의 규정의 의거한 중재 위원회의 결정에 복한다.

제 4 조

본 협정은 비준되어야 한다. 비준서는 가능한 한 조속히 서울에서 교환한다.

본 협정은 비준서가 교환된 날로부터 효력을 발생한다.

이상의 증거로서, 하기 대표는 각자의 정부로부터 영명한 위임을 받아 본 협정에 서명하였다.

1965년 6월 22일 도쿄에서 동등이 영명한

일본어 및 한국어로 본서 2통을 작성하였다.

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

임동원 위하위

権名悦三郎

高杉 晋一

대한민국 위하위

李 東 元

金 東 祚

に契約に
よらない
供与

接到契約を締結するものとする。

- 2 1の契約(その変更を含む。)は、(1)協定第一条 1(a)及びこの議定書の規定、(ii)両政府が協定第一条 1(a)及びこの議定書の実施のため行なう取極の規定並びに(iii)その時に適用される実施計画に合致しなければならぬ。これらの契約は、前記の基準に合致するものであるかどうかについて認証を得るため、日本国政府に送付されるものとする。この認証は、原則として十四日以内に行なわれるものとする。定められた期間内に認証が得られなかつたときは、その契約は、協定第一条 2の合同委員会に付託され、合同委員会の勧告に従つて処理されるものとする。その勧告は、合同委員会がその契約を受領した後三十日以内に行なわれるものとする。この項に定めるところに従つて認証を得た契約は、以下「契約」とす。
- 3 すべての契約は、その契約から又はこれに関連して生ずる紛争が一方の契約当事者の要請により、両政府間で行なわれることがある取極に従つて商事仲裁委員会に解決のため付託される旨の規定を含まなければならぬ。両政府は、正当になされたすべて仲裁判断を最終的なものとし、かつ、執行することができるようにするため必要な措置を執るものとす。

の契約は、協定第一条 2の合同委員会に付託され、合同委員会の勧告に従つて処理されるものとする。その勧告は、合同委員会がその契約を受領した後三十日以内に行なわれるものとする。この項に定めるところに従つて認証を得た契約は、以下「契約」とす。

- 2 1の条約(その変更を含む。)は、(1)協定第一条 1(a)及びこの議定書の規定、(2)両政府が協定第一条 1(a)及びこの議定書の実施のため行なう取極の規定並びに(iii)その時に適用される実施計画に合致しなければならぬ。これらの契約は、前記の基準に合致するものであるかどうかについて認証を得るため、日本国政府に送付されるものとする。この認証は、原則として十四日以内に行なわれるものとする。定められた期間内に認証が得られなかつたときは、その契約は、協定第一条 2の合同委員会に付託され、合同委員会の勧告に従つて処理されるものとする。その勧告は、合同委員会がその契約を受領した後三十日以内に行なわれるものとする。この項に定めるところに従つて認証を得た契約は、以下「契約」とす。

3 すべての契約は、その契約から又はこれに関連して生ずる紛争が一方の契約当事者の要請により、両政府間で行なわれることがある取極に従つて商事仲裁委員会に解決のため付託される旨の規定を含まなければならぬ。両政府は、正当になされたすべて仲裁判断を最終的なものとし、かつ、執行することができるようにするため必要な措置を執るものとす。

3 1の条約(その変更を含む。)は、(1)協定第一条 1(a)及びこの議定書の規定、(2)両政府が協定第一条 1(a)及びこの議定書の実施のため行なう取極の規定並びに(iii)その時に適用される実施計画に合致しなければならぬ。これらの契約は、前記の基準に合致するものであるかどうかについて認証を得るため、日本国政府に送付されるものとする。この認証は、原則として十四日以内に行なわれるものとする。定められた期間内に認証が得られなかつたときは、その契約は、協定第一条 2の合同委員会に付託され、合同委員会の勧告に従つて処理されるものとする。その勧告は、合同委員会がその契約を受領した後三十日以内に行なわれるものとする。この項に定めるところに従つて認証を得た契約は、以下「契約」とす。

3 1の条約(その変更を含む。)は、(1)協定第一条 1(a)及びこの議定書の規定、(2)両政府が協定第一条 1(a)及びこの議定書の実施のため行なう取極の規定並びに(iii)その時に適用される実施計画に合致しなければならぬ。これらの契約は、前記の基準に合致するものであるかどうかについて認証を得るため、日本国政府に送付されるものとする。この認証は、原則として十四日以内に行なわれるものとする。定められた期間内に認証が得られなかつたときは、その契約は、協定第一条 2の合同委員会に付託され、合同委員会の勧告に従つて処理されるものとする。その勧告は、合同委員会がその契約を受領した後三十日以内に行なわれるものとする。この項に定めるところに従つて認証を得た契約は、以下「契約」とす。

する。

4 1の規定にかかわらず、生産物及び役務の供与は、契約によることができないと認められる場合は、契約なしで、両政府間の合意により行なうことができる。

第四条

1 日本国政府は、第五条1の使節団又は大韓民国政府の認可を受けた者が契約により負う債務並びに前条4の規定による生産物及び役務の供与の費用に充てるための支払を、第七条の規定に基づいて定める手続によつて、行なうものとする。この支払は、日本国で行なうものとする。

2 日本国は、1の規定に基づく支払を行なうことにより、その支払を行なつた時に、その支払に係る生産物及び役務を、協定第一条1(a)の規定に従い、大韓民国に供与したものとみなされる。

第五条

1 大韓民国政府は、同政府の使節団(以下「使節団」という。)を日本国内に設置する。

2 使節団は、協定第一条1(a)及びこの議定書の実施を任務とし、その任務には次の事項を含むものとする。

4 1の裁정에 불구하고、生산물及び役務の供与が契約の裁量に属する場合は、両政府間の合意により行なうことができる。

4 1の裁정에 불구하고、生산물及び役務の供与が契約の裁量に属する場合は、両政府間の合意により行なうことができる。

第 4 条

1 日本国政府は、第五条1の使節団又は大韓民国政府の認可を受けた者が契約により負う債務並びに前条4の規定による生産物及び役務の供与の費用に充てるための支払を、第七条の規定に基づいて定める手続によつて、行なうものとする。この支払は、日本国で行なうものとする。

2 日本国は、1の規定に基づく支払を行なうことにより、その支払を行なつた時に、その支払に係る生産物及び役務を、協定第一条1(a)の規定に従い、大韓民国に供与したものとみなされる。

第 5 条

1 大韓民国政府は、同政府の使節団(以下「使節団」という。)を日本国内に設置する。

2 使節団は、協定第一条1(a)及びこの議定書の実施を任務とし、その任務には次の事項を含むものとする。

(a) 大韓民國政府が作成した実施計画の日本國政府への提出

(b) 大韓民國政府のための契約の締結及び実施

(c) (b)の契約及び大韓民國政府の認可を受けた者の締結する契約の認証を受けるための日本國政府への送付

3 使節團の任務の効果的な遂行のため必要であり、かつ、もつばらその目的に使用される使節團の日本國における事務所は、東京及び兩政府間で合意することがある他の場所に設置する。

4 使節團の事務所の構内及び記録は、不可侵とする。使節團は、暗号を使用することができる。使節團に屬し、かつ、直接その任務の遂行のため使用される不動産は、不動産取得税及び固定資産税を免除される。使節團の任務の遂行から生ずることがある使節團の所得は、日本國における課税を免除される。

使節團が公用のため輸入する財産は、関税その他輸入について又は輸入に関連して課される課徴金を免除される。

5 使節團は、他の外國使節團に通常与えられる行政上の援助で使節團の任務の效果的な遂行のため必要とされるものを日本國政府から与えられるものとす

(a) 大韓民國 정부가 裁정한 記事 裁減의 일본국 정부에의 제출

(b) 大韓民國 정부를 위한 계약의 체결 및 기사

(c) (b)의 계약 및 大韓民國 政府의 인가를 받은

자가 체결하는 계약의 인증을 받기 위한 일본국 정부에의 송부

3 大韓民國의 임무의 효과적인 수행을 위하여 필요하며,

또한, 오로지 그 목적을 위하여 사용되는 大韓民國의 일본국에 있어서의 사무소는, 주요적으로 및 양 정부 간에서 합의하는 기타 장소에 설치할 수 있다.

4 大韓民國 사무소의 구내 및 기록은 불가침으로 한다.

大韓民國은 임무를 사용할 수 있다. 大韓民國에 속하며 또한 직접 그 임무의 수행을 위하여 사용되는 부동산은, 부동산 취득세 및 고정 재산세 가 면제된다. 大韓民國의 임무의 수행을 위하여 발생하는 大韓民國의 소득은, 일본국에 있어서의 과세가 면제 된다. 大韓民國이 법적 목적으로 수입하는 재산은, 관계 기타 수입에 포함하여 또는 수입에 포함하여 부과되는 부징금이 면제된다.

5 大韓民國은, 타 외국 大韓民國에 동등적으로 부여되는

행정상의 임무로서 大韓民國의 임무의 효과적인 수행을 위하여

6 大韓民国の国民である使節団の長、使節団の上級職員二人及び3の規定に従つて設置される事務所の長は、国際法及び国際慣習に基づいて一般的に認められる外交上の特権及び免除を与えられる。使節団の任務の効果的な遂行のため必要があると認められたときは、前記の上級職員の数は、両政府間の合意により増加することができる。

7 大韓民国の国民であり、かつ、通常日本国内に居住してゐない使節団その他の職員は、自己の職務の遂行に於て受ける報酬に対する日本国における課税を免除され、かつ、日本国の法令の定めるところにより、自用の財産に対する関税その他輸入に於て又は輸入に関連して課される課徴金を免除される。

8 契約から若しくはこれに関連して生ずる紛争が仲裁により解決されなかつたとき、又は当該仲裁判断が履行されなかつたときは、その問題は、最後の解決手段として、契約地の管轄裁判所に提起することができる。この場合において、必要とされる訴訟手続上の目的のためのみ、使節団の法務部長の職にある者は、2(b)の契約に關し訴え、又は訴えられることができるものとし、そのために使節団における自己の事務所において訴状その他の訴訟書類の送達

を以てし、
6 大韓民国の国民である使節団の長、使節団の上級職員二人及び3の規定に従つて設置される事務所

の長は、国際法及び国際慣習に基づいて一般的に認められる外交上の特権及び免除を与えられる。使節団の任務の効果的な遂行のため必要があると認められたときは、前記の上級職員の数は、両政府間の合意により増加することができる。

7 大韓民国の国民であり、かつ、通常日本国内に居住してゐない使節団その他の職員は、自己の職務の遂行に於て受ける報酬に対する日本国における課税を免除され、かつ、日本国の法令の定めるところにより、自用の財産に対する関税その他輸入に於て又は輸入に関連して課される課徴金を免除される。

8 契約から若しくはこれに関連して生ずる紛争が仲裁により解決されなかつたとき、又は当該仲裁判断が履行されなかつたときは、その問題は、最後の解決手段として、契約地の管轄裁判所に提起することができる。この場合において、必要とされる訴訟手続上の目的のためのみ、使節団の法務部長の職にある者は、2(b)の契約に關し訴え、又は訴えられることができるものとし、そのために使節団における自己の事務所において訴状その他の訴訟書類の送達

を受けることができるものとする。ただし、訴訟費用の担保を供する義務を免除される。使節団は、4及び6に定めるところにより不可侵及び免除を与えられてはいるが、前記の場合において管轄裁判所が行なつた最終の裁判を、使節団を拘束するものとして受諾するものとする。

9 最終の裁判の執行に当たり、使節団に属し、かつ、その任務の遂行のため使用される土地及び建物並びにその中にある動産は、いかなる場合にも強制執行を受けることはない。

第六條

- 1 兩政府は、生産物及び役務の供与が円滑かつ効果的に行なわれるため必要な措置を執るものとする。
- 2 生産物又は役務の供与に關連して大韓民国内において必要とされる日本国民は、その作業の遂行のための大韓民国への入国、同国からの出国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられるものとする。
- 3 日本国の国民及び法人は、生産物又は役務の供与から生ずる所得につき、大韓民国における課税を免除される。
- 4 日本国により供与される生産物は、大韓民国の領域から再輸出されてはならない。

実施のた
め及び便
及の措置
供与、免
税の除
再輸出
禁止等

す 있으며、 이를 위하여 사결단의 자기 사무소에 있어서 소정 기회의 소송 사무의 송판을 접수할 수 있다. 단, 소송 비용의 담보 제공 의무가 면제된다. 사결단은 4 및 6에 정하는 바에 따라, 불가침 및 면제가 부여되나, 전기 경우에 있어서, 권한 재판소가 일한 최종의 재판이 사결단을 구속하는 것으로 수백한다.

9 최종의 재판 집행에 있어서, 사결단에 속하며 또한 그 임무 수행을 위하여 사용되는 토지 및 건물과 그 안에 있는 동산은, 어떠한 경우에 있어서도, 강제 집행을 받지 아니한다.

제 6 조

- 1 양 정부는 생산물 및 용역의 제공이 원활하고 효과적으로 행하여 지도록 하기 위하여 필요한 조치를 취한다.
- 2 생산물 또는 용역의 제공과 관련하여 대한 민국 내에 있어서 필요로 하는 일본 국민은, 그 작업 수행을 위하여 대한 민국의 입국, 동국으로부터의 환국 및 남국에 있어서의 체재에 필요한 편의가 부여된다.
- 3 일본국의 국민 및 법인은 생산물 또는 용역의 제공으로부터 발생하는 소득에 대하여 대한 민국에 있어서의 과세가 면제된다.
- 4 일본국이 제공 하는 생산물은 대한 민국의 영역으로

5 いずれの一方の締約国の政府も、日本国により供与される生産物の運送及び保険に関し、公正かつ自由な競争を妨げることがある他方の締約国の国民及び法人に対する差別的措置を、直接又は間接に執らないものとする。

6 この条の規定は、協定第一条 1 (b) に定める貸付けによる生産物及び役務の調達についても適用されるものとする。

第七條

この議定書の実施に関する手続その他の細目は、両政府間で協議により合意するものとする。

以上の証拠として、下名は、この議定書に署名した。千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国国のために

李 東 元

金 東 祚

부여 재수를 피하지는 아니 된다.

5 어느 일방 계약국의 정부도, 일본국이 제공하는 생산물의 수송 및 보험에 관하여, 공정하고도 자유로운 경쟁을 방해하는, 타방 계약국의 국민 및 법인에 대한 차별적 조치를 취할 또는 간섭으로 취하지 아니한다.

6 본 조의 규정은 협정 제 1 (b) 에 정하는 차관에 의한 생산물 및 용역의 조달에 대하여도 적용된다.

본 의정서의 실시와 관련한 절차 기사의 세부은 양 정부 간의 합의에 의하여 합의한다.

제 7 조

이상의 증거로서, 하기 대표는 본 의정서에 서명하였다. 1965년 6월 22일 도쿄에서 동등이 결정한 일본어 및 한국어로 본서 2통을 작성하였다.

일본국을 위하여

1965년 6월 22일 도쿄에서 동등이 결정한 일본어

대한민국을 위하여

李 東 元

金 東 祚

高杉 晋一

李 東 元

金 東 祚

高杉 晋一

前文

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という。)に署名するに当たり、下名は、各自の政府から正当な委任を受け、さらに、協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

第二議定書

第一条

大韓民国は、日本国と大韓民国との間の清算勘定の残高として千九百六十一年四月二十二日の交換公文により両締約国政府間で確認されている日本国の債権である四千五百七十二万九千三百九十八合衆国ドル八セント(四五、七二九、三九八・〇八ドル)を協定の効力発生の日から十年の期間内に、次のとおり分割して返済するものとする。この場合においては、利子を附さない。

第一回から第九回までの年賦払の額 各年四百五十七万三千合衆国ドル(四、五七三、〇〇〇ドル)
第十回の年賦払の額 四百五十七万二千三百九十八合衆国ドル八セント(四、五七二、三九八・〇八ドル)

第二条

前条の各年の賦払金について大韓民国の要請があつ

第 2 条 附 則

日本国は 大韓民国の請求権に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本國と大韓民國との間の協定(以下「協定」といふ。)に署名するに當り、下名は、各自の政府から正当な委任を受け、さらに、協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

第 1 条

大韓民國は、日本國と大韓民國との間の清算勘定の残高として千九百六十一年四月二十二日の交換公文により両締約國政府間で確認されている日本國の債權である四千五百七十二萬九千三百九十八合衆國ドル八セント(四五、七二九、三九八・〇八ドル)を協定の効力發生の日から十年の期間内に、次のとおり分割して返済するものとする。この場合においては、利子を附さない。

第一回から第九回までの年賦払の額 各年四百五十七萬三千合衆國ドル(四、五七三、〇〇〇ドル)
第十回の年賦払の額 四百五十七萬二千三百九十八合衆國ドル八セント(四、五七二、三九八・〇八ドル)

第 2 条

前条の各年の賦払金について大韓民國の要請があつ

請つての
國の要
請と供与
の限度
額の減

たときは、その要請のあつた金額に相当する協定第一
条1(a)の規定による生産物及び役務の供与並びに前条
の規定による賦払金の支払が行なわれたものとみなし、
これにより、協定第一条1(a)の規定による生産物及び
役務の供与の額並びにその年の供与の限度額は、同条
1(a)の規定にかかわらず、その金額だけ減額されるも
のとする。

第三条

第一条にいう日本国の債権の額の返済に關し、大韓
民国は、第一回の年賦払を協定の効力發生の日に行な
うものとし、第二回以降の年賦払を各年において第一
回の支払期日と同一の日までに行なうものとする。

第四条

第二条の大韓民国政府の要請は、日本国の財政上の
慣行を考慮して、前条の規定による支払期日が属する
日本国の会計年度が始まる暦年の前年の十月一日まで
に、当該支払期日に支払われるべき賦払金について行
なわれるものとする。ただし、第一回の支払（及び本
文の規定による）ことができなない場合の第二回の支払）
についての要請は、協定の効力發生の日に行なわれる
ものとする。

第五条

大韓民国の要請は、第一条にいう各年の賦払金の全

年賦払の
期日

韓国の要
請の期限

韓国の要
請の範囲

韓国との請求権・経済協力協定 第二議定書

경우에는、그 요청이 있는 금액에 상당한 협정 제 1조 1(a)의
구절에 의한 생산물 및 용역의 제공과 전 조의 구절에 의한
부분금의 지불이 된 것으로 간주하고 이에 의하여 협정 제 1조
1(a)의 구절에 의한 생산물 및 용역의 제공이 된 그 해의
계정 한도액은 동 조 1(a)의 구절에 불구하고 그 금액만큼
감액된다.

제 3 조

제 1조에서 언급한 일본국의 재경역의 변경에 관하여、

대한민국은 제 1회의 연부분을 협정의 특별 발생일에 행하는
것으로 하고、 제 2회 이후의 연부분을 매년에 있어서 제 1회의
지불 일자와 동일한 일자가지에 행한다.

제 4 조

제 2조에 의한 대한민국 정부의 요청은 일본국의 재경역의
변경을 그 해하여 전 조의 구절에 의한 지불 일자가 속하는 일본국의
회계연도가 시작되는 연년의 10월 1일까지에 당해
지불 일자에 지불하여야 할 부분금에 대하여 행하여진다.

단、 제 1회의 지불(민본분의 구절에 의할 수 없는 경우에는
제 2회의 지불)에 대한 요청은 협정의 특별 발생일에 행하여진다.

제 5 조

대한민국의 요청은 제 1조에서 언급한 매년의 부분금의

部又は一部について行なうことができる。

第六條

大韓民國の要請が第四條の規定による期日まで行なわれず、かつ、賦払金の全部又は一部の支払が第三條の規定による支払期日までに行なわれなかつたときは、その賦払金の全部又は一部について第二條の大韓民國の要請があつたものとみなす。

末 文

以上の証拠として、下名は、この議定書に署名した。千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民國のために

李 東 元

金 東 杓

전부 또는 일부에 대하여 행할 수 있다.

제 6 조

대한 민국의 요청이 제 4조의 규정에 의한 일자거제에 의하여 지지 않거나, 또한 보분금의 전부 또는 일부의 지불이 제 3조의 규정에 의한 지불 일자거제에 의하여 지지 않았을 경우에는 그 보분금의 전부 또는 일부에 대하여 제 2조에 따라 대한 민국의 요청이 있었던 것으로 간주한다.

이상의 증거로서 하기 대하는 본 의정서에 서명하였다.

1965년 6월 22일 토요일에 서울 동명회 정반인 일본어 및 한국어로 본 서 2통을 작성하였다.

일본국을 위하여

椎名悦三郎

高杉 晋一

대한 민국을 위하여

李 東 元

金 東 杓

(第一議定書の実施細目に関する交換公文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という。)の第一議定書(以下「議定書」という。)に言及する光榮を有します。日本国政府は、両国政府が議定書第七条の規定に基づいて次のとおり合意することを提案いたします。

I 実施計画

1 議定書第一条の年度実施計画(以下「実施計画」という。)は、両政府がその始期及び終期を合意する年度について決定されるものとする。

2 実施計画の決定は、原則として次のとおり行なわれるものとする。

(a) 第一年度を除く各年度の実施計画は、その適用される年度の開始に先だつて決定される。このため当該年度の実施計画は、その年度の開始の少なくとも六十日前に協議のため日本国政府に提出される。

(b) 第一年度の実施計画は、協定の効力発生の日から六十日以内に決定される。このため同年度の実施計画は、できる限りすみやかに日本国政府に提

1965年 6월 22일

가하.

보소프오 예서

本協定は協定者 가하의 다음과 같은 서한을 접수 하였음을 확인하는 영결을 가합니다.

本大臣은 本일 서명된 일본국과 대한 민국 간의 재산 및 청구권에 관한 본協定の 해결과 경제 협력에 관한 협정(이하 「협정」이라 함)의 제 1 의정서(이하 「의정서」라 함)에 언급하는 영결을 가합니다. 일본국 정부는, 양국 정부가 의정서 제 7조의 규정외 의거하여 다음과 같이 합의할 것을 제의합니다.

I 실시 계획

1 의정서 제 1 조의 연도 실시 계획(이하 「실시 계획」이라 함)은 양 정부가 그 시기 및 순서를 합의하는 연도에 대하여 결정된다.

2 실시 계획의 결정은 원칙적으로 다음과 같이 행하여 진다. (a) 제 1 년도를 제외한 가 연도의 실시 계획은 그 적용되는 연도의 개시에 앞서 결정된다. 이를 위하여 당해 연도의 실시 계획은 그 연도의 개시에 앞서 적어도 60일 전에 합의할 위하여 일본국 정부에 제출된다.

本協定は協定者 가하의 다음과 같은 서한을 접수 하였음을 확인하는 영결을 가합니다.

出される。

3 実施計画は、当該年度中に大韓民国による調達が予定されている日本国の生産物及び日本人の役務を掲げるものとする。

4 実施計画は、両政府間の合意により修正することができる。

II 契約

1 議定書第三条1の契約は、日本円で通常の商業上の手続によつて締結されるものとする。

2 議定書第三条2の契約（以下「契約」という。）の実施に関する責任は、議定書第五条1の使節団（以下「使節団」という。）又は大韓民国政府の認可を受けた者及び議定書第三条1の日本国民又は日本の法人で、契約の当事者であるもののみが負うものとする。

3 議定書第三条3の適用上、商事仲裁委員会とは、契約のいずれか一方の当事者が仲裁への付託を要請した場合における他方の当事者が居住する国にある商事仲裁機関をいう。

(b) 제 1년도의 실시 계획은, 행정 구역 발전사업으로부터 60일 이내에 결정된다. 이를 위하여 동 연도의 실시 계획은 가능한 한 조속히 일본국 정부에 제출된다.

3 실시 계획은 당해 연도 중에 대한 민국에 의한 조달이 예정되는 일본국의 생산물 및 일본인의 용역을 얻기 한다.
4 실시 계획은 양 정부 간의 합의에 의하여 수정될 수 있다.

II 契約

1 의정서 제 3조 1의 계약은 일본 원으로 통상의 상업상의 절차에 따라 체결된다.

2 의정서 제 3조 2의 계약 (이하 "가"라 함)은 실시예 관한 책임은 의정서 제 3조 1의 자정반 (이하 "사정반"이라 함) 또는 대한 민국 정부의 인가를 받은 자 및 의정서 제 3조 1의 일본국 국민 또는 일본국의 법인으로서, 계약의 당사자인 자만이 진다.

3 제 3조 3의 적용상, 당사 중재 위원회라 함은, 계약의 어느 일방 당사자가 중재예외의 회부를 요청한 경우에 있어서의 타방 당사자가 거주하는 국가에 있는 당사 중재 기관을 말한다.